

| 省令が定める基準の内容 | | 省令の条項 | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|---|-------------------------------------|---|---|----------------------|---|----------------|-----------------|-----------|---|
| 従 う べ き 基 準 | 1. 従業者の基準及び従業者数 | 第2条 | | | | | | | | | | |
| | ◆ 介護療養型医療施設（療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数 | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>▶ 医師、薬剤師及び栄養士</td> <td>・それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</td> </tr> <tr> <td>▶ 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）</td> <td>・常勤換算で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上</td> </tr> <tr> <td>▶ 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員</td> <td>・常勤換算で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上</td> </tr> <tr> <td>▶ 理学療法士及び作業療法士</td> <td>・当該施設の実情に応じた適当数</td> </tr> <tr> <td>▶ 介護支援専門員</td> <td>・1以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） ・専従常勤。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の業務に従事すること可</td> </tr> </table> | | ▶ 医師、薬剤師及び栄養士 | ・それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上 | ▶ 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） | ・常勤換算で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上 | ▶ 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 | ・常勤換算で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上 | ▶ 理学療法士及び作業療法士 | ・当該施設の実情に応じた適当数 | ▶ 介護支援専門員 | ・1以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） ・専従常勤。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の業務に従事すること可 |
| | ▶ 医師、薬剤師及び栄養士 | | ・それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上 | | | | | | | | | |
| | ▶ 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） | | ・常勤換算で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上 | | | | | | | | | |
| | ▶ 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 | | ・常勤換算で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上 | | | | | | | | | |
| | ▶ 理学療法士及び作業療法士 | | ・当該施設の実情に応じた適当数 | | | | | | | | | |
| | ▶ 介護支援専門員 | | ・1以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） ・専従常勤。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の業務に従事すること可 | | | | | | | | | |
| | ◆ 介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数 | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>▶ 医師</td> <td>・常勤換算で、1以上</td> </tr> <tr> <td>▶ 療養病床に係る病室に置くべき看護職員</td> <td>・常勤換算で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上</td> </tr> <tr> <td>▶ 療養病床に係る病室に置くべき介護職員</td> <td>・常勤換算で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上</td> </tr> <tr> <td>▶ 介護支援専門員</td> <td>1以上</td> </tr> </table> | | ▶ 医師 | ・常勤換算で、1以上 | ▶ 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 | ・常勤換算で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上 | ▶ 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 | ・常勤換算で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上 | ▶ 介護支援専門員 | 1以上 | | |
| ▶ 医師 | ・常勤換算で、1以上 | | | | | | | | | | | |
| ▶ 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 | ・常勤換算で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上 | | | | | | | | | | | |
| ▶ 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 | ・常勤換算で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上 | | | | | | | | | | | |
| ▶ 介護支援専門員 | 1以上 | | | | | | | | | | | |
| ◆ 介護療養型医療施設（介護保険法施行令。以下「令」という。）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病 | | | | | | | | | | | | |

| 省令が定める基準の内容 | 省令の条項 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--------------------------------|---|--------------------------------|--|---------------------------------|---|--|---|------------------|---|--|
| <p style="text-align: center;">棟を有する病院」という。)であるものに限る。)に置くべき従業者の員数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>▶ 医師、薬剤師及び栄養士</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ医療法上必要とされる数以上 ・医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・老人性認知症疾患療養病棟(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。)にあつては、常勤換算で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・老人性認知症疾患療養病棟(前記の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・1以上 ・専従常勤 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・1以上 ・専従常勤 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>▶ 介護支援専門員</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・1以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。) ・専従常勤。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の業務に従事すること可 </td> </tr> </table> <p>※入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>※常勤換算は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>※療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>※介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、介護療養型医療施設(ユニット型介護療養型医療施設を除く。)及びユニット型介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> | <p>▶ 医師、薬剤師及び栄養士</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ医療法上必要とされる数以上 ・医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。 | <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・老人性認知症疾患療養病棟(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。)にあつては、常勤換算で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・老人性認知症疾患療養病棟(前記の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上 | <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上 | <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1以上 ・専従常勤 | <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1以上 ・専従常勤 | <p>▶ 介護支援専門員</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。) ・専従常勤。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の業務に従事すること可 | |
| <p>▶ 医師、薬剤師及び栄養士</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ医療法上必要とされる数以上 ・医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。 | | | | | | | | | | | | |
| <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・老人性認知症疾患療養病棟(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。)にあつては、常勤換算で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・老人性認知症疾患療養病棟(前記の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上 | | | | | | | | | | | | |
| <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上 | | | | | | | | | | | | |
| <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1以上 ・専従常勤 | | | | | | | | | | | | |
| <p>▶ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1以上 ・専従常勤 | | | | | | | | | | | | |
| <p>▶ 介護支援専門員</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。) ・専従常勤。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の業務に従事すること可 | | | | | | | | | | | | |

従
う
べ
き
基
準

| | 省令が定める基準の内容 | 省令の条項 |
|---|--|---|
| 従 う べ き 基 準 | 2. 備えるべき居室等の床面積 | |
| | <p>◆ 病室の床面積</p> <p>▶ 内法による測定で、入院患者1人につき6.4㎡以上とすること。</p> | 第3条第2項第2号、第4条第2項第2号、第5条第2項第2号 |
| | <p>◆ ユニット型病室の床面積</p> <p>▶ 10.65㎡以上とすること。ただし、1の病室の定員が2人の場合にあっては、21.3㎡以上を標準とすること。</p> | 第39条第2項第1号イ(3)(i)、第40条第2項第1号イ(3)(i)、第41条第2項第1号イ(3)(i) |
| | 3. サービスの適切な利用・適切な処遇・安全確保・秘密保持等 | |
| | <p>◆ サービス内容・手続の説明と同意</p> <p>▶ 施設は、介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第24条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。</p> | 第6条第1項 |
| | <p>◆ サービス提供拒否の禁止</p> <p>▶ 施設は、正当な理由なく介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。</p> | 第6条の2 |
| <p>◆ 身体拘束等の制限</p> <p>▶ 介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>▶ 前記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> | 第14条第4項・第5項 第43条第6項・第7項 | |
| <p>◆ 診療の方針</p> <p>▶ 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。</p> <p>1 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。</p> <p>2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。</p> <p>3 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。</p> <p>4 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行う。</p> <p>5 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。</p> <p>6 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法第2条第</p> | 第16条 | |

| | 省令が定める基準の内容 | 省令の条項 |
|----------------------------|---|--------------------|
| | <p>16項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。</p> <p>7 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> | |
| 従 う べ き 基 準 | <p>◆ 看護及び医学的管理の下における介護</p> <p>➤ (ユニット型)介護療養型医療施設は、その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該(ユニット型)介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p> | 第18条第7項 第44条第8項 |
| | <p>◆ 管理者の管理</p> <p>➤ 施設を管理する医師は、当該施設所在地の都道府県知事等の医療法第12条第2項に基づく許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。</p> <p>➤ 施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該施設の管理上支障がない場合には、この限りでない。</p> | 第22条 |
| | <p>◆ 秘密保持等</p> <p>➤ 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>➤ 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>➤ 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかなければならない。</p> | 第30条(準用する場合を含む。) |
| | <p>◆ 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>➤ 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>1 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>➤ 施設は、入院患者に対する介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>➤ 施設は、前記の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>➤ 施設は、入院患者に対する介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> | 第34条(準用する場合を含む。) |

| 省令が定める基準の内容 | 省令の条項 |
|---|--------------------|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">従 う べ き 基 準</p> <p>◆ 勤務体制の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 前記の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 1 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 2 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 3 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ▶ ユニット型介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | <p>第48条第2項・第3項</p> |

| 省令が定める基準の内容 | 省令の条項 | |
|----------------------------|---|---|
| 4. 基本方針 | | |
| ◆ 事業の基本方針 | 第1条の2(準用する場合を含む。) | |
| 5. 設備及び備品等 | | |
| ◆ サービス提供に必要な設備・備品等 | | |
| 介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。) | 第2条、第3条(第2項第2号を除く。)、 第4条(第2項第2号を除く。) | |
| ▶ 病室 | | ・1の病室の病床数は、4床以下。 |
| ▶ 廊下 | | ・患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8m以上。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7m以上。 |
| ▶ 機能訓練室 | | ・内法による測定で40㎡以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。 |
| ▶ 談話室 | | ・療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さ。 |
| ▶ 食堂 | | ・内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1㎡以上の広さ。 |
| ▶ 浴室 | | ・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの。 |
| ▶ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | | ・設けること。 |
| 介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。) | | |
| ▶ 病室 | | ・1の病室の病床数は、4床以下 |
| ▶ 廊下 | | ・患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8m以上。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7m以上。 |
| ▶ 機能訓練室 | | ・機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。 |
| ▶ 談話室 | | ・療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さ。 |
| ▶ 食堂 | | ・内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1㎡以上の広さ。 |
| ▶ 浴室 | ・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの。 | |
| ▶ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | ・設けること。 | |

参酌すべき基準

| | 省令が定める基準の内容 | 省令の条項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|--|-----------------|--|-----------------|------|--|-------------|-------------------------------------|--------------|--|------|---|------|----------------------------|-------------------------|---------|--|
| 参 酌 す べ き 基 準 | <p>介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 297 491 342">▶ 病室</td> <td data-bbox="491 297 933 342">・1の病室の病床数は、4床以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 342 491 600">▶ 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積</td> <td data-bbox="491 342 933 600">・入院患者1人につき18㎡以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 600 491 824">▶ 廊下</td> <td data-bbox="491 600 933 824">・患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1. 8m以上。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2. 7m以上(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2. 1m以上)。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 824 491 902">▶ 生活機能回復訓練室</td> <td data-bbox="491 824 933 902">・60㎡以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 902 491 1003">▶ デイルーム及び面会室</td> <td data-bbox="491 902 933 1003">・面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2㎡以上の面積。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1003 491 1137">▶ 食堂</td> <td data-bbox="491 1003 933 1137">・老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1㎡以上の広さ。ただし、前記のデイルームを食堂として使用可。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1137 491 1216">▶ 浴室</td> <td data-bbox="491 1137 933 1216">・入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1216 491 1350">▶ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</td> <td data-bbox="491 1216 933 1350">・設けること。</td> </tr> </table> <p>※ユニット型介護療養型医療施設については省略。</p> | ▶ 病室 | ・1の病室の病床数は、4床以下 | ▶ 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積 | ・入院患者1人につき18㎡以上 | ▶ 廊下 | ・患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1. 8m以上。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2. 7m以上(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2. 1m以上)。 | ▶ 生活機能回復訓練室 | ・60㎡以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならない。 | ▶ デイルーム及び面会室 | ・面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2㎡以上の面積。 | ▶ 食堂 | ・老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1㎡以上の広さ。ただし、前記のデイルームを食堂として使用可。 | ▶ 浴室 | ・入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いもの。 | ▶ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | ・設けること。 | |
| | ▶ 病室 | ・1の病室の病床数は、4床以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ▶ 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積 | ・入院患者1人につき18㎡以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ▶ 廊下 | ・患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1. 8m以上。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2. 7m以上(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2. 1m以上)。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ▶ 生活機能回復訓練室 | ・60㎡以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならない。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ▶ デイルーム及び面会室 | ・面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2㎡以上の面積。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ▶ 食堂 | ・老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1㎡以上の広さ。ただし、前記のデイルームを食堂として使用可。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ▶ 浴室 | ・入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いもの。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ▶ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | ・設けること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. その他の運営に関する基準 (主なもの) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ サービス提供困難時の対応 | 第6条の3(準用する場合を含む。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ 受給資格等の確認 | 第7条(準用する場合を含む。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ 要介護認定の申請に係る援助 | 第8条(準用する場合を含む。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ 入退院 | 第9条(準用する場合を含む。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ サービス提供の記録 | 第10条(準用する場合を含む。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ 利用料等の受領 | 第12条(準用する場合を含む。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ 保険給付の請求のための証明書の交付 | 第13条(準用する場合を含む。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ サービスの取扱方針 | 第14条(第4項及び第5項を除く。)(準用する場合を含む。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ 施設サービス計画の作成 | 第15条(準用する場合を含む。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 省令が定める基準の内容 | 省令の条項 |
|--|----------------------------|
| ◆ 機能訓練 | 第17条(準用する場合を含む。) |
| ◆ 看護及び医学的管理の下における介護 | 第18条(第7項を除く)、第44条(第8項を除く。) |
| ◆ 食事の提供 | 第19条、第45条 |
| ◆ その他のサービスの提供 | 第20条、第46条 |
| ◆ 患者に関する市町村への通知 | 第21条(準用する場合を含む。) |
| ◆ 管理者等の責務 | 第23条(準用する場合を含む。) |
| ◆ 計画担当介護支援専門員の責務 | 第23条の2(準用する場合を含む。) |
| ◆ 運営規程 | 第24条、第47条 |
| ◆ 勤務体制の確保等 | 第25条、第48条(第2項及び第3項を除く。) |
| ◆ 定員の遵守 | 第26条、第49条 |
| ◆ 非常災害対策 | 第27条(準用する場合を含む。) |
| ◆ 衛生管理等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ▶ 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。 2 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。 3 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。 4 前に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。 | 第28条(準用する場合を含む。) |
| ◆ 協力歯科医療機関 | 第28条の2(準用する場合を含む。) |
| ◆ 掲示 | 第29条(準用する場合を含む。) |
| ◆ 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | 第31条(準用する場合を含む。) |
| ◆ 苦情処理 | 第32条(準用する場合を含む。) |
| ◆ 地域との連携等 | 第33条(準用する場合を含む。) |
| ◆ 会計の区分 | 第35条(準用する場合を含む。) |
| ◆ 記録の整備 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 次の記録を整備し、2年間保存。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設サービス計画 ・ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・ 市町村への通知に係る記録 ・ 苦情の内容等の記録 ・ 事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録 | 第36条(準用する場合を含む。) |

参
酌
す
べ
き
基
準